

5. 選挙区及び議員定数等

(1) 衆議院議員

(A) 小選挙区

選挙区	定数	区 域
第1区	1人	札幌市（中央区・南区・西区）
第2区	1人	札幌市（北区・東区）
第3区	1人	札幌市（白石区・豊平区・清田区）
第4区	1人	札幌市（手稲区）・小樽市・後志総合振興局管内
第5区	1人	札幌市（厚別区）・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・石狩振興局管内
第6区	1人	旭川市・士別市・名寄市・富良野市・上川総合振興局管内（幌加内町を除く）
第7区	1人	釧路市・根室市・釧路総合振興局管内・根室振興局管内
第8区	1人	函館市・北斗市・渡島総合振興局管内・檜山振興局管内
第9区	1人	室蘭市・苫小牧市・登別市・伊達市・胆振総合振興局管内・日高振興局管内
第10区	1人	夕張市・岩見沢市・留萌市・美唄市・芦別市・赤平市・三笠市・滝川市・砂川市・歌志内市・深川市・空知総合振興局管内・上川総合振興局管内（幌加内町を含む） ・留萌振興局管内・宗谷総合振興局管内（幌延町を含む）
第11区	1人	帯広市・十勝総合振興局管内
第12区	1人	北見市・網走市・稚内市・紋別市・宗谷総合振興局管内（幌延町を除く） オホーツク総合振興局管内
合計	12人	

(B) 比例代表

選挙区	定数	区 域
北海道	8人	全 域

(C) 全国選挙区と議員定数

公職選挙法第4条第1項、第12条第1項、第13条第1項同条第2項及び別表第一、第二により小選挙区は300区、定数300人、比例代表は11区、定数180人。（平成26年6月28日公布、「0増5減」の区割り改正により小選挙区295区、定数295人となる。比例代表は前書のとおり。）

(D) 任 期

4年（憲法第45条）

(2) 参議院議員

(A) 定 数

区 分	選挙区	定数	備 考
比例代表選出議員	全国	96人	公職選挙法第4条第2項
選挙区選出議員	全国（47区）	146人	公職選挙法第4条第2項
	（うち北海道4人）		公職選挙法第14条別表第三

（平成27年8月5日公布、4県2合区を含む「10増10減」の公職選挙法改正により、選挙区が47区から45区となり、北海道の定数が4人から6人となる。）

(B) 任 期

6年とし、3年ごとに半数を改選（憲法第46条）

(3) 北海道議会議員

(A) 滝川市選挙区

定数 1人

（北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例）

(B) 全道の選挙区と議員定数

選挙区数 47区

（北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例）

議員定数 101人

（北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例）

(C) 任 期

4年（地方自治法第93条第1項）

(4) 滝川市議会議員の選挙区及び議員定数

選挙区	議員定数	摘 要
滝川市	18人	滝川市議会の議員の定数を定める条例

※ 任期は、地方自治法第93条により4年とされている。